

## 陸羯南の立憲政論の展開

——日清戦後の時期を中心に

(1992年11月30日 受理)

人文・社会教室 (政治学) 本 田 逸 夫

### The Development of Kuga Katsunan's Theory of Constitutional Politics

Honda Itsuo

- 一 自由民権期の記憶と立憲政体の位置
  - 二 初期議会、特に第四議会頃迄
  - 三 政府・政党の接近の開始
  - 四 日清戦争から「戦後経営」へ
  - 五 日清戦後の内政批判の展開
- 結びに代えて

陸羯南の立憲政治観の概要については、別に詳論した。<sup>(1)</sup>ここでは、議会政治の開始・展開という状況の中で羯南が具体的にいかなる政論を展開し、あるべき(と彼の考える)立憲政治を実現しようとしたかについて跡付け、考察を加える事にしたい。その対象とする時期は彼の言論人としての全生涯に渡るが、重点は彼の「自由主義」的姿勢が顕著となった数年を含む日清戦後に置かれる。

\* 以下では『陸羯南全集』(全十巻、植手・坂井・西田編、みすず書房、一九六八-八五年)からの引用については本文の括弧内等で、例えばIX306a-bは全集第九巻三〇六頁の上段から下段を表すというように略記した。又、全般に引用に際しては傍点の類を除き(従って傍丸等は引用者による)、旧字体を新字体にかたかなをひらがなにそれぞれ改め、……で省略を示した。そして、引用文献の一部を次の如く略記した。

KNST : [叢書]『近代日本思想大系』(筑摩書房)。

拙稿「政治思想」: 拙稿「陸羯南の政治思想——日清戦前の時期を中心として」(一)~(三)『法学』第五一巻一号・二号, 第五二巻二号(一九八八-八九年)。

(1) 拙稿「『立憲政体の冷熱』——陸羯南の立憲政観」『法の理論』第十三巻(一九九三年)。尚、明治憲法発布以前の羯南の憲法・憲政論に関しても、拙稿「明治憲法の制定と陸羯南」(本研究報告第三九号, 一九九一年)で不十分ながら検討を加えた。

## 一 自由民権期の記憶と立憲政体の位置

羯南は、『日本』創刊号の論説に於て自由民権期の民権派と明治政府の抗争に触れ、それを維新以来の西洋化により生じた「悲むべく痛むべき事実」の一つに数えている(Ⅱ 4 a-b。尚、Ⅱ 353bも参照)。その抗争の激烈さは、「共和的無政府」とビスマルク流の専制という両極端な主義相互の言わば抹殺戦の観を呈した程だった、というのである。

彼の「国民主義」論の主たる目標の一つは、正にかかる対立の構図から脱却した政治像を指し示す事に在った。その点は、彼の立憲政治論に於ける諸主張(専制と共和の両要素の調和、君民の和合、官民の協力の必要等)や「機関的国家」論等に示されていた通りである。

元来「国民主義」思想の内部では、諸々の目標の関係が次の如く位置付けられていた。<sup>(1)</sup>先ず、最上位を占める理想と見るべきものが国民の「天賦の任務」「天職」なる観念である。これらは各々、日本国民の個性的文化を発揮して世界文明に貢献する事、博愛=世界平和の実現の為に寄与する事を意味していた。次に、国民の統一・独立という要求についてみると、これは右の理想を実現する為の前提条件に他ならなかった。そして、立憲政治・議会政治の実施や西欧諸国との対等な国交関係の確立という事も、国民の統一・独立に仕えるべきものとされたのである。

例えば、「立憲政体も対等国交も亦た唯だ吾人が国民的任務を竭すに用ゆる一の方法に過ぎず」(Ⅱ 341b)と言われたのは、以上の連鎖関係の文脈に於てである。それは、制度や理論の自己目的化を排する羯南の姿勢と連動している。そして特に、彼が立憲政治に託した期待が裏切られる危険が生じるならば、立憲政治を相対化し批判的に位置づける評価が顕在化する事になる。実際、その危険は自由民権期、就中その「激化事件」の生々しい記憶の裡に見出されていた。つまり、立憲政治が民権運動期に於る官民の抗争を再現し、<sup>(2)</sup>国民の——統一どころか逆に——分裂が帰結されかねないとみられたのである。

そして、羯南のかかる危機意識は根柢の無いものではなかった。それは結果論としてのみならず、既に憲法発布に先立つ二、三年の風潮の裡にも民権運動期の抗争の再燃を予想させるものがあったからである。<sup>(3)(4)</sup>

(1) 参照、拙稿「政治思想」(一)一二一頁以下。

(2) 後年の表現によれば、それは「勝者の権」と「敗者の合勢力」という「遺物」が吏党(政府)と民党(議会)という名の下で立憲政下に存続・復活するという事であった(Ⅳ48a)。

「不幸にも吾が立憲帝国に於ては猶ほ前代の遺物あるを見る。何ぞや。曰く、勝者の権といへる者は実存す。自然の趨向は又た之に反対するの遺物を復活せしむ。敗者の合勢力、此の勢力は立憲実施と共に大に活動す。……

世人の名けて民党史党といふものは即ち前代に於て干戈相見へたる者の遺物なり。……憲法なるものも亦た適々両者の利用する所と為り、皆己れに利なる所を持するのみ。国家に於て何かあらん。痛ましきものは君民にぞある」

(3) この点を伝える好個の資料として、民党シンパであった当時に対する木下尚江の回想を挙げる事ができる。木下は明治十九=1886年に郷里の松本から上京して二年余りの間法律学を学んだ。法律

の勉学を決意した直接のきっかけは、クロムウェルが王を裁き死刑の判決を下したとの衝撃的な事実を学び知った事だったという。彼は、「未来の立憲大政治家」を気取り、現世主義的で蘇峰流のナイーヴな進歩（進化）信仰を有していた修学時代当時の自らの思想について、自伝的著作の中で次の如く述べている。（『懺悔』明治三十九年〈『KNST 10 木下尚江集』一九七五年〉一六〇・一六八頁）。

「其頃〔＝明治十九年春～二十一年夏頃の東京での法学修行時代〕に於ける予等の信仰は実に単純なものであつた。曰く、宗教は野蛮未開の遺物である、道徳なるものは不確実にして且つ制裁力が無いから、無益である、そこで人民の権利を擁護し社会の幸福を増進するには只だ法律に依るの外は無い、法律は人民の意思だ、人民の意思が国会に実現されるのだ、帝王は只だ歴史的記念で現在に於ては無権無能の偶像だ、内閣は国会に於ける多数党の信任に依て何時にても容易に取り替へること更迭することが出来るのだ——実に無雑作な人の世で無いか、然らば此の『死の大疑問を如何』、死は到底死である、死は万事の終局である、人は只だ生きて居る間の歡樂に過ぎないのだ、今後の世界は次第に平和に進んで戦争の如き蛮行は歴史の愚談としてのみ残ることになつて仕舞ふ、法律の世界は只だ器械的の事務に依つて整理して行くのだから、今後の教育方針は事務家の養成と言ふことで充分だ、人材の養成は最早や前時代の夢であると。あゝ是れが正に一代の思想であつた。

去れば失恋の切なる恨も何時しか何処かへ消え失せた、帝王を審判く革命も最早其の必要が無くなつた。法律万能の昭代に生れて法律を修行する身の果報を思ひ、心は只だ数年の後に押し迫りたる、明治廿三年——国会開設の暁に走せて、速に多数民間党の勢力もて藩閥政府を一挙に打ち壊す嬉しさをのみ夢みたのである」

「予が〔父の突然の死によって訪れた〕人生の寂寥と疑惑とに打たれる胸を抱いて帰京した其の月、即ち〔明治二十年〕十二月廿五日の早旦、政府は保安条例なるものを發布すると同時に、予め準備されたる警察力は〔鹿鳴館政策への反発を契機として形成された、民間の反政府〕聯合軍の有力者を捉へて之を都門の外三里の地に放逐し、之を聴かざる人々をば直に監獄へ投げ込んだのである。人々恟々として全国実に鼎の沸くが如くに騒ぎ立つた。

当時世界の近世史に於てナポレオン三世のクーデターを圧制の模型として論難して居た予等は、今ま自国に於けるクーデターを親しく見たのであるから青年の熱血は満身に燃え上がった。『我等は速に憲法を握つて仕舞はねばならぬ』『我等は速に国会へ代議士を送らねばならぬ』『否な、我等自ら速に代議士となつて国会へ行かねばならぬ』『然り、我等は速に国会多数の勢力に拠りて民主党の内閣を組織せねばならぬ』——是れが実に教室に在つても、寄宿舎に在つても、寝ても醒めても、予等が唯一の談柄であつた」

ここに在るのは、明らかに羯南が対決しようとした種類の立憲政治観、即ち、道徳や人的要素の無用視等の特徴とする法律万能論的なそれである。尚、明治二十年末に於る保安条例の実施が（ナポレオン三世流の）クーデターと捉えられた事実は、『自由党史』（岩波文庫版、下巻、一九五八年、三三三頁）や三宅雪嶺の著作（『明治思想小史』大正二年〈『KNST 5 三宅雪嶺集』一九七五年〉二二二頁）等からも知られる。「単簡的憲法」の危険性に対する羯南の指摘（参照、前掲拙稿「明治憲法の制定と陸羯南」）は、例えばかかる事件を一つの背景にしていたと思われる。

- (4) 又、明治一九・二十年頃には「国民福増進して、民力休養せ、若しも成らなきダイナマイトドン」と歌う物騒な「ダイナマイトドン節」が流行したという（藤沢衛彦『流行歌百年史』〈第一出版社、一九五一年〉二四七頁）。

## 二 初期議会、特に第四議会頃迄

議会政治開幕後の政治状況は羯南の恐れた通りのものだったといえよう。周知の如く、

そこでは所謂超然主義を標榜する政府と藩閥打破を呼号し政費節減・民力休養を要求する民党陣営とが激突したのである。そして、予算案を削減する議会に対して政府は解散や選挙干渉等を以て応じる事になった。これは、正に羯南の恐れていた「政府議院争権」の現実化であった。そこで彼は、政府と議会を批判し両者が互いに折り合うようにしばしば説いたのである。

しかし、官民の対立は裏面での妥協を交えつつも継続し、遂に第二次伊藤内閣（所謂元勳内閣）下の第四議会の予算紛争で極点に達する事になる。これは二六年二月の天皇の詔書でやっと決着したが、羯南は政争への天皇の関与を帰結したかかる決着の仕方を由々しきものとし、立憲政治の前途を深く憂慮した。かくして著された『原政』では、——所謂「進歩主義」の思想に主導された所の——立憲政治に対する批判が爆発したのである。その点は、『原政』と一対を成して同年に刊行された『国際論』の次の一節にも明らかである（I 147b）。

「〔日本は〕内既に統一を欠き、而して外に独立を望むは難い哉。……憲法制定は此の欠点に寸功なきのみならず、反つて病毒を煽ぎて全身に延及せしめんとす」

かように、民権運動期の抗争の再燃に対する従来からの危機感が当年に於て噴出するに至った。しかしながら、注目すべき事に、『原政』では単に政府と議会の抗争への非難が行われただけではなかった。同時に羯南は、両者が一致する場合に生じうる弊害に対しても警告を発していたのである。曰く（I 137b）、

「隈板党は議院に多数を占めて且つ政府を組織したりと見よ。彼等は議員の多数を掲げて如何なる事を為すべきか。専売業なり既得権なり。法律に正文なき限りは経済上の原則即ち少勞多酬の原則を實行し、強制の無からん限りは職を去ることを肯んぜざること、毫も薩長党に異ならじ。況んや其の政府は議員の多数を味方とするに於ては、是れ盗に鑰を貸すの事態なり。虎狼に羽翼を添へるの事態なり。故に吾輩は今日の如く動物的慾望のみを誘起力とする政界には、政府議員の一致を好まず、寧ろ双方少しく相反することを欲するなり。否な進歩主義自身は双方の一致を非とせざるべからず。何となれば狼を以て狼を防ぐといふ互制論と夫の競争論とは、固より二者の対峙を期すればなり」

議院に多数を占める内閣ができれば、それは政府と議会の抗争以上に危険だ、と彼は言う。政府の権力に対する抑制者が存在しなくなってしまうからである。この時点で想定されていたのは、「隈板党」が「薩長党」に勝利し政党内閣を組織した場合である。だが、藩閥に対する民党勢力の勝利ではなく両者の妥協・抱合に近い形ではあるが、羯南の仮定は間もなく現実のものとなるのである。

### 三 政府・政党の接近の開始

早くも第四議会終了後に、政府と政党の提携の動きが公然化するに至った。<sup>(1)</sup>第二次伊藤内閣と自由党の接近がそれである。

この提携は、「対外硬派」に属して条約励行論を打ち出していく羯南と真正面から衝突するものとなる。かように政策面に対立したのみならず、羯南は自由党と政府に於る信条（それぞれ、自由主義と立憲主義）と現実の行動との乖離をくり返し批判した。

政府との提携＝民党連合解消を主導してきた星亨は、当時衆議院長であった。彼は相馬事件等で疑惑を抱かれて衆議院で不信任の決議を受けたが、自由党はこれに従わなかった。先ずこの事を、羯南は非難の対象とした。それは同党が「徇利の私党」たる事の現れであり、又、自由主義を掲げながら多数決（＝院議）に背いたのは「自ら其宗教を破毀する」ものだと評されたのである（IV323b・325a）。羯南は更に、「彼等〔＝自由党〕は都合主義を自由主義とするものなり」（IV517b）と迄述べている。次に、政府首班たる伊藤に対しては、憲法の起草に関与し「憲法擁護者」を自任する彼の内閣の下で却って新聞紙条例による発行停止・禁止が他の内閣よりも頻繁にみられた、と非難されている（IV358-9）。従って、立憲政治との関連では、伊藤は憲法の起草に功績が在ったが「憲政の培植」に対しては有害無益だ（IV502b）との評価が下された。<sup>(2)</sup>羯南のみる所では、要するに、自由党及び政府は「口に道理を唱へ、心に利益を念じ、而して身乃ち情実に徇ふ者」（IV374b）なのである。<sup>(3)</sup>

さて、対外硬派の主導する衆議院の攻勢で窮地に陥った伊藤内閣は、二六年末に続き翌年六月にも議会の解散を行った。この間、羯南は、解散は改選により「輿論の真相」を問う為のものたるべきで、その結果院議が変わらねば大臣はその責任上辞職せねばならない、それが「憲法の本質」だと説いていた。従って、民意抑圧を目的とした解散は政府が自ら憲法の本質を破る所為であり、「クーデター」に他ならないというのである。この主張の狙いは、政府の機関紙（『東京日日新聞』）が憲法に規定が無い以上、大権に属する解散には何の拘束も無く大臣の責任も生じないと論じていたのに対決し、懲罰的な意味を持つ再度の解散の実施<sup>(4)</sup>を止めようとする事に在った（参照、IV381-3・401・503等）。

だが、結局「解散連施」が行われ、これに対して羯南は「吾輩は立憲政体の前途に付て暗涙なき能はず」（IV527b）と慨嘆した。同時に彼は、かかる帰結を招いた根本的な原因が立憲政治に対する政府側の転倒した理解に在る事を示そうとした。「辞柄的憲政」と命名されたその理解は、憲法典に形式的に反しさえしなければ何でも許されるのが立憲政治だと考えるものとされた。羯南によれば、それは悪政の正当化をも行いうるだけに、道理と徳義の制裁を有していた無憲法の政治よりも悪質なのである（IV523b）。

「無憲法の政治に在ては、道理と徳義との制裁を存するが故に、擅恣放漫は此の制裁に対して籍口すべき所なし。故に正邪得喪曲直利害は、矢張り正邪得喪曲直利害として世人の俱瞻する所と為り、其の結果や早晩必ず当事者の頭上に責任の帰着するあるを見る。…若し憲法の明許又は憲法の不明禁を口実とし、悪政亡信をも強ひて人に正当視せしめんと欲する者あらば、此の者の為めには憲政なるもの殆ど盗に貸すの鍵たらんとす。憲政此に至らば無憲政に劣る」

つまり、羯南が以前から指摘していた危険が当年に於て正に現実化した訳である。それは憲法の逆機能化という危険であった。

- (1) 既に指摘されている通り、そこには具体的な利害の問題等と並んで、憲法上の権能の問題が係わっていた。即ち、立法権と予算審議権を持つ衆議院に対して政府は六七条費目や前年度予算執行権、そして解散権等による保護を有していた。しかし、両者は各々他の攻勢を防ぐ事は可能でも、単独で既存の状態を変更して民力休養ないし富国强兵等の政策を実現するだけの権能はこれを有していなかったのである（坂野潤治『明治憲法体制の確立』〈東京大学出版会、一九七一年〉）。又、先駆的な指摘として、憲法典には「議会中心主義」と「皇室中心主義」ないし「官僚主義」の徹底を許さない規定がそれぞれ存する、という吉野作造の言を挙げる事ができよう（「憲法と憲政の矛盾」『中央公論』一九二九年十二月号、八五頁）。
- (2) 後に吉野作造も、「伊藤公の憲法制定並に運用の〔当初の〕方針と云ふものは、憲政を布いて而もその発達を阻止しその成功を妨げると云ふ方針であったと言はねばならない」と述べ、それを子供を入学させたが「利口になることを希望しない」という事に譬えている（『現代政局の史的背景』大正十三年初出。吉野『古い政治の新しい観方』〈リプリント版〉みすず書房、一九八八年）付録）。
- (3) 尚、大正中期の『日本及び日本人』の論説から、「板垣死せずして自由死す」なる言葉が当時流布するに至っていた事が知られる（参照、前掲拙稿「立憲政体の冷熱」の「結び」）。ところが羯南は、二七年四月の論説で、条約勵行論を斥け藩閥擁護に努めている自由党の現状に関連して、「昔は板垣伯岐阜の厄に遭ひ、党人に謂ひて曰く、板垣は死すとも自由は死せずと。今や板垣は死せざるも自由党は早く死す」と述べている（IV470b）。先の警句が羯南の創唱にかかるものか否かは不明だが、彼は既にこの時点で同趣旨の発言を行っていた訳である。
- (4) これを羯南は（徳川幕府の威権の失墜をもたらした）長州再征に譬えていた（IV426-7）。

#### 四 日清戦争から「戦後経営」へ

追い詰められた政府の局面打開の目論見も与って「解散連施」の後、間もなく対清開戦に至ると、日本国内の政況は官民の対立から一転して「挙国一致」体制に移行した。

羯南は戦争勃発後の議会在政府と一致協調した事を歓迎した。例えば、秋に広島で招集された第七臨時議会で政府原案が全会一致で可決されると、「這是愛國心の結果、敵愾心の結果、……空前絶後の美事なり」（IV645b）と評している。彼のかかる態度は不思議ではない。既に約一年前、第四議会の終了後にも、政府と議会の抗争＝「内訌」を終了させる為に「競争心を外に移す」事の必要が説かれていたからである（IV129-31）。

しかし、羯南は間もなく秋冬の交から、厳しい議会批判をくり返すようになる。<sup>(1)</sup>それは、議会在軍事と外交に関する協力という域を越えて、それ以外の領域でも行政への監督責任を放棄し政府に無批判に追隨する如き姿勢を示すに至った、とみられたからである。彼曰く、軍事外交が功績を挙げるのも「他の庶政」の充実に依拠してのみ可能であり、元来「社会全般の進歩」の観点からは後者こそが「本」と言わねばならない（IV686a）。そもそも、戦時下にも「輿論公議」が行われて初めて、「文明社会」「立憲政体」の名に値する（IV692a）。従って、要するに、軍事に狂奔して内政を等閑視し政府に「諛従」するような議会在自らの存在理由を没却するものだ、というのである。

かかる議会批判の一環として著わされたのが、二七年末の「立憲政体の冷熱」（IV700）である。当論説では、政党政治家達が憲法発布等の際に示した熱狂と当年の彼等の極端に冷淡な姿勢とが対比されている。憲法発布式の際に又議会在政の開幕を前にして、自由党・

改進黨の政治家達は立憲政体の為に「何事をも犠牲にせんと迄の熱心」を有し、「殆ど立憲政体に万能力あるを認め」ていた。ところが、開戦以来彼らは責任内閣・民力休養・人權自由等という従来の主張を放棄しており、近く招集される第八議會にも無関心である。これでは東洋人は立憲政体＝「自由制度」に不適格だという欧米人の批評を実証するようなものではないか、と羯南は述べたのである。

「欧米人は常に言ふ、東洋人は自由を有するに耐えざる人種なりと。即ち彼等の視て短所と為す所は是れなり。今や現に戦争の爲めに帝國議會の有無さへ忘却せられんとす。愛國敵愾といへる点より言へば、一美事たるに相違なしと雖も、所謂の自由制度の方角より見れば、之を日本國民の短所と云はざるべからず」(IV700a)<sup>(2)</sup>

かつて彼が『自由主義如何』『日本國民の一病根』等で指摘した國民と政治家の態度に於る欠陥が右の発言に現れている事は、明白である。その欠陥とは、熱狂と敵視や冷淡という分極化した反応の併存と他の極への急激な転換、自由の日常性の軽視と制度信仰、そして以上の現象の背後で作用しているコンフォーミズムであった。ところで、陸奥宗光が『蹇蹇録』で平壤及び黄海戦勝以後に「驕肆高慢に流れ」た國民の愛國心の(当局者としての立場からみた)問題性を述べたのは、よく知られている。当時陸奥は、右の戦勝を契機に欧米各国の日本評価が——立憲政治を含む所の文明は西洋以外の地では不可能だとの前提に基く——「過貶」から「過褒」へと転じたにも拘らず、日本國民が将来の文明化の可能性に関して安易な自己満足に陥らぬよう、戒めていた。<sup>(3)</sup>羯南の言も自戒の求めであり内容上、陸奥のそれと似ているが、時弊に対する認識はより深刻であった。その点で、彼の見方は日清戦争終了当時の日本を「哀れなる小兒」に譬えた啄木のそれ<sup>(4)</sup>に近いようにみえる。対外的には条約改正と戦勝による国威の發揚とが実現したものの、その一方で国内では立憲政治のいわば腐食の兆候が現れ始めていた——それが、羯南の目に映じた当年の日本の姿だったといえよう。

そして、日清戦争後に於る立憲政治の展開は、多分に羯南の危惧していた通りになったようにみえる。

その点は彼自身が明言する所だった。その一例が二九年三月の論説である(V336-7)。これは——伊藤内閣と自由党の提携宣言(前年十一月)、第九議會に於る國民協會による内閣弾劾決議の挫折(二九年二月)という事件を経て——「多数を議院に制する内閣」が憲法施行以来初めて出現したとの現状把握に基いて、その問題性を指摘したものであった。ここでは、『原政』の前引(二、四頁)の一節を引きつつ「不幸にして吾輩は先見の明に誇らざるを得ず」と言われている。

「議院に多数を制する政府は立憲政体上正当の政府なりとせば、今期の政府ほど正当なるものは、憲法施行以来未だ嘗て有らざる所なるべし。……果して然らば伊藤内閣の昨今は恊に信任ありて正当なるの内閣なり。……

吾輩が四年前に在りて『原政』の中に仮設せし事態は、今や方に目前に現はる。……然りと

雖ども、吾輩必ずしも斯る内閣を正当視せず。寧ろ多数を得ざるの内閣をこそ正当視せん。何となれば、多数を得ざる内閣は議院を憚りて自ら擅恣を戒むるものなればなり」<sup>(5)(6)</sup>

周知の通り、日清戦争後の政界では、「戦後経営」への協力を名目として、藩閥各派と自由党・進歩党との間で緊張を孕みつつも提携ないし抱合が進んでいく事になる。その過程で、政党は曲折を伴いつつも結局かつての減租・民力休養路線を放棄し、侵略主義的志向を伴う政府の軍拡政策等に同調するに至るのである。<sup>(7)</sup>前述の如く、それは『原政』に於る「仮設」の文字通りの現実化という訳ではない。だが要するに、羯南が最も危惧したのはその擅恣・腐敗への抑制者を欠く政府の成立であった。その意味で、彼の「先見の明」はやはり認められよう。<sup>(8)</sup>

そして又、羯南にとって、かかる展開は恐れていた事態の現出というだけではなかった。日清戦後の日本の政治的対応としても、それは根本的な転倒と見るべきものだったのである。その点は、彼の「国民主義」の論理的な帰結と対比すれば明らかであろう。即ち、前述の「国民主義」の構造に鑑みれば、日清戦争に於る日本の勝利は「天賦の任務」「天職」という国民的使命観を平和裡に本格的に追求する機会の到来を意味する筈であった。日本は戦勝によってともかくも国家的独立を確保し、防衛目的の軍事力の増強という考慮を優先する必要がなくなったからである。だが、かかる意味での国際環境のポジティブな変化とは反対に、実際には——対露復讐<sup>(9)</sup>＝「臥薪嘗胆」を口実に——「軍国主義」全盛の時代が訪れた。そこでは国民的な使命の追求が行われぬのみならず、増税・授爵等によって社会的な不平等が拡大し「国民の統一」が脅かされるに至った。そして又、これとパラレルな逆説として、「立憲」「自由」の旗幟を掲げてきた政党勢力の伸長（＝権力への進出）によって、却って立憲政治の形骸化がもたらされたのである。

従って羯南は、政府の軍拡・増税政策及びそれへの政党の同調を激しく非難し、「戦後経営」路線の転換の為に論陣を張る事になる。<sup>(10)</sup>ここでその詳細に立入る余裕は無いが、彼の立憲政治論との関連で彼の論旨とそこに孕まれた問題を簡単に指摘しておく事にしたい(後述、五)。

その前に改めて確認しておく、日清戦後の政府と議会の抱合は、羯南の最も恐れていた事態の現出を意味した。<sup>(11)</sup>それは『原政』でいわば「予言」されていたものであり、「盗に鑰を貸すの事態なり……」との表現が示す通り最悪の事態とみられていたのである。又、更に遡れば、かかる事態への危惧は二四年の論説「誠心」中の見方とも対応する。そこで彼は「無誠心にして官民相和すること」は両者の抗争以上に問題的で、立憲政体を「有名無実」にするものだとして述べていたからである(Ⅲ 9 b)。<sup>(12)</sup>

実際、例えば二九年四月の論説で羯南は、かの法律六三号案に賛成した自由党を厳しく批判し、政府への立法権の一任(つまり、その放棄)に繋がりをうる所のかかる「内閣信任の過度」は「立憲政治を変じて専制に回へす」結果を招くだろう、と述べている(V 343b)。更に、彼は「憲法範囲内に於て専制政治を行ふの秘法」という長大な論説を発表した。その意図は、「徳義の参酌」が否定される所では為政者は憲法典に違反せず優に専制主義を実行しようという事を実証して、「憲法の存在を視て権利自由既に鞏固の担保を

得たり」とする世人の誤解を解く事にあつた(IX477b)。当論説の内容は、全く新たな論点の提示というよりも、従来個別に論じられてきた主題の総括に近い。だが恐らくそれは、——『原政』のいわば「予言」の的中を語った先の一節と共に、——六三問題への自由党の対応が羯南にもたらした衝撃と深く係わっている。その点は、その「秘法」の分析が体系的で綿密を極めている<sup>(13)</sup>のみならず、憲法二一条乃至二五条所定の権利自由を抹殺する効果をもつ「仮定法律案」を掲げた上でかかるものが議会で賛同され成立する危険があるとした一節(IX474b)に特に現れている。羯南は明治憲法の欠陥、即ち、「単簡的憲法」として人権保障を徹底できず専制の階梯となりうるという欠陥を、その発布以前から予想していた。けれど、当年の政治状況に接して右の欠陥が正面から取り上げられるに至つたのである。

同様にして羯南は、当時、「或る年限間政府は勅裁を経て法律に代るべき命令を發布することを得」との法律案が議会の協賛を受ける事になれば、それはその間、憲法中止となるに等しいと論じていた(V341b)。だが、その四年後の論説「政治思想の墮落」になると現状認識は一層悲観的になった。政党は政府に従属し「立憲政体の名の下に専制時代の実を再演」し、「無意識の憲法中止」がもたらされた(VI454a・455a)。藩閥指導者の一角がかつて主張した「憲法中止」が今や無意識の裡に現実化している。それ程迄に議会・国民の政治思想が墮落してしまつたのだ、というのである。

- (1) 参照, IV669-70・685-6・692・697-8・V5-6・9-10・54-6等。
- (2) 同様の例として、「東洋に自由ある時代は西洋に自由なき時代にだも及ばざるものあり」との説への共感を表明した二八年六月の論説「自由論の消長」がある。これには、拙稿『立憲政体の冷熱』の「結び」で言及した。
- (3) 参照, 『(新訂) 蹇蹇録』(中塚明校注, 岩波書店, 一九八三年)一七五-七頁。
- (4) 後に青年啄木は、才気の横溢した論文「林中書」で次の如く述べている(四十年三月初出, 石川啄木「時代閉塞の現状 食うべき詩」<一九八七年, 岩波書店>一三頁)。  
 「日清戦争が済んだ時、人は皆盃をあげて狗ころの如く躍り上つた。そして叫んだ『帝国の存在は今世界の等しく認むる所となれり!』、当時十歳であった予は、これを聞いて稚心にも情なく思った。お祭礼の日の肴町の人込で、「ここにいるのは俺様だ」と威張って、衆人に振向かれて、「なるほどアンナ奴も来ているのか」と思われて、それで何が名誉なのか、当時の予が僅か十歳の小児であつた如く、当時の日本もまた、実に哀れなる小児ではなかつたであらうか」
- (5) 但し、ここで引かれている『原政』の一節(本文では省略)は、元来のそれと趣旨に変わりはないが字句には若干の齟齬が存する。
- (6) この一節と同様の趣旨が、更に三年後の政治情勢に関しても述べられている。三二年四月の論説「憲政と冗員増加」に於る次の一節がそれである(VI248a)。ここで念頭に置かれているのは、第二次山県内閣と(新)憲政党の提携(後述)であつた。これは、前年冬に成立し増租等を実現していたのである。  
 「距今六年前即ち明治二十六年の今ごろ、吾輩は『原政』なる長篇を舐して、世の或は立憲政治に過分の望を属する者あらんを慮り聊か警戒を加へたるに、不幸にも吾輩の警戒は杞人の愚憂と為らず、今や益々立憲政治を逆用するの傾あらんとす。政府は議院の多数を籠絡せんが為めに金を散じ、議院亦た政府の当局と連携して利を射る。斯くて政費は増額せられ税法は新定せられ、而して人民の負担益々重きを加ふ」
- (7) その点は前注所引の一節の末尾にも示されている。

- (8) 実際、同年五月の次の発言にも彼の関心の所在は窺われるのである (V354b)。  
 「吾輩は腐敗せる藩閥政府よりも新鮮なる政党内閣を希望せん。然れども其の腐敗するに及びてや、政党内閣寧ろ藩閥政府よりも甚しとは吾輩の信ずる所なり。板垣伯は其の党与を率ゐて今の政府と同一の内政を施すと仮定せよ。其の害は虎列刺病よりも甚しきものあらん」
- (9) 確かに羯南も、三国干渉による遼東半島還付という帰結に対して憤りを表明した。しかし、彼はそれを外交的な失態として捉え政府の問責に力を注いだものの、自らの国民的使命観の構想を根本的に動揺させる事態とは看做さなかったようにみえる。そして次の如く、立憲政治との関連では、政府が詔勅政策によって責任を回避した事実がむしろ重大視されたのである。(V387a)。  
 「政府が遼東半島還付という大失敗を招きながら又もや例の慣手段を用ひ、有り難き詔勅の降下を致して以て責任を無何有の郷に帰したるは、立憲政史上記憶すべきの一大汚点たるを免れず」
- (10) 尚、羯南は、自由・進歩両党の合同による憲政党の結成と同党による政党内閣＝隈板内閣に好意的に対応し、同内閣が成功を収めるよう助言等も行ったが、周知の如くそれは内紛等の為に瓦解に至った。又彼は、自由党- (新) 憲政党に比べて野党的姿勢の強かった進歩党-憲政本党に対して、より好意的な傾向があった (例えばVI41b等)。
- (11) それは、「憲法恪守論」の図式の変形として筆者が示した第四図に相当するものといえよう (参照、拙稿「立憲政体の冷熱」三③)。但し、羯南はそれが議院内閣 (「憲法恪守論」の第三図に当るIII298a) に道を開くものであるという——冷静な、そしてかつてと異なり好意を込めた——指摘も行っている。
- (12) これと相似た発言は、伊藤内閣の「クーデター」を批判した著述にもみられた。即ち、「辞柄的」な立憲政治観の下では「憲政なる者殆ど盗に貸すの鍵たらんとす」(前引)とされ、又、院議抑圧の為に解散を行うなら「憲法政治を中止するに如かず」と述べられていたのである (IV382a-b)。次にみる如く、立憲政治の「中止」というこの事態が、日清戦後には議会の協力の下、「無意識」に生じる事になる。
- (13) その「秘法」は、政府が「専制主義を実行する」「消極的秘法」と「積極的秘法」とに大別され、前者には緊急勅令及び財政処分 (憲法八・七〇条) の二つが、又後者には法律の裁可・公布 (同六条)、六七条費目への不同意、前年度予算執行権 (七一条)、議院解散権、そして貴族院組織権の五つが掲げられて各々の政治的効果等が周到に説明された。更に、これら以外の方策として、授爵による反政府議員の無力化や司法大臣による檢察への政治的干渉等も法律上の権利を用いて可能な事が指摘されている (IX475-6)。

## 五 日清戦後の内政批判の展開

羯南は事態を以上の如く把握すると同時に、それに対抗して論陣を張った。そこで一つの基調を成したのは、「挙国一致」状況を非文明的として排斥し「主義」に基く競争を要求するという主張である。例えば、先の論説の末尾では、「挙国一致などいふは未開国の政界に有り得べし……」との福本日南の言が共感を込めて引かれている (VI455)<sup>1)</sup>。又、この二年前の論説でも、「挙国一致を唱へんよりは寧ろ主義ある党争を望まん」とされ、各人の多様な思想こそ牛馬ならぬ人間の証なのに「戦後経営」に「一致盲従」するようでは日本国民は「東洋の文明国」たる名誉を取り消されざるを得ない、と述べられている (VI13b-14a・14b)。これらの主張が憲法発布当時から見られた時局批判のパターンの一部を踏襲しているのは、明らかである。

「挙国一致」を非文明的とする批判に関連するが、日清戦後の羯南の政論には、日本の

「東洋的」政治体質を指摘し立憲政治としての実質を否定する論調が、しばしば現れる事になった。即ち、西洋の立憲政治を基準とする現状批判が前面に押し出されてきたのである。「国民主義」者羯南に於てかかる論調が強まった事は、彼の危機意識の深刻さを物語るものといえよう。例えば、憲政党内閣の瓦解を受けて三一年十一月に第二次山県内閣が成立すると、羯南はこれを「東洋的政変」と呼んで非難している（VI154b-155a）。

「我が帝国の内閣は他の立憲国と全く異なる性質を有するものたるを知る。立憲国の内閣は議院に多数を有する政党を味方とせざる可らざる性質なれども、我が国の内閣は必ずしも議院の多数を味方とするの必要なく、唯だ君主の信任を得ると否とに成立す。立憲国の内閣員は首相たるべき一人の奏薦に係るべきものなるも、我が国の内閣員は君主の大権に由りて直接に選任せらるゝに似たり。是の故に我が内閣は外は人民の輿望に重きを置かず、内は政見の統一を必要とせず、上御一人の信用を得る所の諸元老に因りて組織せられなば即ち足れり。否な、斯くして組織せられずば存立し難く、即ち政党内閣は存立し難きものなり。……

苟も君寵を負ひ兵権を握るものは其の党援の如何に拘らずして内閣を組織するを得、……而して苟も成るれば、党援の自ら之に帰するや近年の実験に徴すべし。……政体の変更、法律の改正、是れ唯だ形式の事のみ、形式亦た忽にすべからずとも雖ども、国は東亜に在り。人も亦た東亜人たり、既に二千年を有す。新形式の爲めに旧実質の俄に変化せらるべからざることは自然なり」<sup>(2)(3)</sup>

他方で、日清戦後の羯南は、かつてと異なり政府の権力主義的動機を度々明らさまに指摘し、攻撃するようになった。「藩閥党の密計秘策は、名を立憲政体に托して永く専制の実権を行はんと欲するに在るや疑なし」（V 608a。VI19a も同旨）等の発言がその例である。又、政党に対しても、その行動の眞の動機が獵官や漁利にあるとの批判がくり返し行われ、例えば「板〔垣〕派憲政党は名は憲政党といふも、其の実は藩閥党たるを免れずして、往時唱へたる自由主義などは党の脳中に存せざるや既に久し」（VI154b）等と言われている。従って、彼の政論には次の如く、政府・政党の言動に対する嘲弄的な調子が頻出する事になった（V147b）。

「貴君等〔＝羯南に遼東還付問題の責任追及を控えるよう勧告した政治家達〕は今日文明の聖代にしあれば、百事万端皆な文明国の美事に倣ふべきは今の文明政府の思召ならんと申さるべけれど、這も亦た少しく御了簡違に無之哉と存じ候。成るほど憲法も出来て法律も沢山に発布せられ候ふより見れば、他は兎も角も政事上は文明開化に相違なきが如く思はるれど、内閣責任論などを担ぎ出して大臣方の御政事向に彼れ此れと切り込むことをば西洋流の悪習として固く禁物致され候此一義だけは、国粹保存のようにも相見え候。此の国粹を保存する為には、新聞の停止も集会の禁止も演説の中止も、又議院の解散も行はせられん。百事万端何処底までも文明流なるべし、立憲風なるべしと今の政体を解釈なされ候ては、大なる間違と存じ候……。察するに自由党国民派などは早くも此の辺を見抜き候と見えて、君子豹変明哲保身の易道に基き、乃がて其の陣立を改められ申候」

山県系を典型とする藩閥勢力は「最も古風なる……御幣担ぎ派」としての「国体論」を奉ずる故に、立憲制を形式的に採用こそすれ議会の存在そのものに元来否定的なのだ、とさ

れたのも同じ例である (VI148b-149a)。

だが、羯南は政治家達の言動の「裏面」に存する利害情実等を指摘し糾弾したものの、これに終始する事は避けようとした。それは、言論の教化的な機能を重視する彼の考えと関連していたであろう。社会の「徳義的制裁力」の喚起を自らの言論の中心的な任務とする彼にとって、「裏面」の腐敗した事実から立論する事は——利己心等の人間の「弱点」に基く事実を「道理」視させる結果を招きかねないという意味で——「世道人心」に悪影響を与えるものだった。<sup>(4)</sup>そして立憲政治との関係でも、「理非曲直を争はずして互に其の裏面の隠微を撥く」という如き精神 (羯南の所謂「助倍根性」Ⅲ279a) の蔓延は、立憲政体を単なる「空名」に止まらしめる結果を招くとされたのである (Ⅲ279b)<sup>(5)</sup>

従って羯南は、伊藤内閣と自由党の提携に対する際にもみられた如く、政府と政党が各々の信条からみて一貫した行動をとるよう要求する主張を行い続けた。その要求が充たされれば、両者の「主義ある党争」が帰結される筈であった。同時に、かかる主張を通じて政界、延いては社会全体に於る主義・節操の規律する範囲を可能な限り拡大しようとした訳である。

羯南のこの考えを、仮に言動の一貫性の要求と呼ぶ事ができよう。その中でも本稿のテーマとの関連で特に注目に値するのが、藩閥と政党の各々の立憲政治観に即して信条と行動の一貫性を求めたものである。第二次山県内閣成立後の一時期に於る一連の論説は、その典型例といえよう。

そこで羯南は、欧米に於る立憲政治観の「二大思潮」を挙げ、それらが藩閥と政党の各々の考えに対応すると論じている。その第一が「コンスチチュショ (ン) ネル」ないし「憲法政治派」であり、第二が「パルマンテール」ないし「議院政治派」である。三一年一月末の論説に於る彼の説明によれば (VI167a-b)、前者は君主政の憲法下では内閣が中心で議会は基本的にその諮問機関に過ぎないとし、反対に後者は君主政に於ても内閣は民選議院の従属物だと説くものである。<sup>(6)</sup>そして、かように両者は相対立するのだから、思想の上で後者に相当する (新) 憲政党は前者に近い藩閥政府と「正に対壘すべし」 (VI168a) と命じられたのである。

だが、羯南の要求は充たされなかった。この主張の発表と殆ど同時に (新) 憲政党と山県内閣の提携が成立し、更には両者の協力の下に地租増徴案が議会を通過するに及んだからである。<sup>(7)</sup>だが、翌三二年春には同じ要求を行う機会が再び訪れた。山県内閣が、政党の猟官に対する防壁を築く為に文官任用令の改正を断行したのである。この事件は内閣が「パルマンテール主義を否認」し、自らの「生平の意見即ちコンスチチュショネル主義の極意を宣言したるもの」に他ならないと羯南は言う。そして旗幟を鮮明にした点でその「勇断や寧ろ嘉みすべし」と評価されたのである (VI245b・640a)<sup>(8)</sup>

他方、当年の諸政党には、彼の見るところ、その立憲政治に関する言動に於て言わば奇妙な倒錯や乖離が存した (VI639a・640a)。即ち、それらは「競ひて自ら憲法政治の忠臣たらんことを表面に飾」ろうとして、憲政党と憲政本党の場合は分裂を経て本家争いを党名に表しており、国憲党も「世間より非立憲の意見を抱く者と誤られんことを恐れ」て党名に憲の字を含ませている。しかし、「憲政」シンボルがかように流布する一方で、皮肉

にも三政党の憲法政治に対する解釈如何、その異同如何という肝心の点は「殆ど昧晦に附せら」れている。これを前述の二つの主義に即してみると、憲政党及び憲政本党は従来の意見から「パルマンテール」に近く、国憲党は旧国民協会の変形でありかつ現内閣の保護下にあるという点からして「コンスチチュショナル」に当たるといってよい。だが、特に憲政党はその信条から見て「根柢に於ての政敵」と結託している。従って、同党は従来の信条との関係で明確な対応をして言動を一致させる事——提携を続けるのならば「コンスチチュショナル主義」への転向を明言する事——が必要だ、というのである。

羯南自身の立場について見ると、彼の期待が（国憲党以外の）政党の内閣への対決姿勢の明示、換言すれば「パルマンテール主義」の台頭に在ったのは、いう迄もない。それは次の如く説明されている（VI246a-b）。

「憲法政治に対する解釈は、学説上に在りては固定のものなるも、政論上に在りては伸縮自在にして、時勢の活動と共に多少の変更あるを免るべきにあらず。如何に熱心なる政党内閣論者と雖ども、議院の政党の分裂して腐敗するを見、且つ在朝官吏の清肅にして一致するを見、強いて其の論の実行を望む者にあらざるべし。

然りと雖ども、在朝官吏の分裂腐敗して互に私曲姦計を競ひ、商人と相ひ結託し、……職権を濫用して不義の富を積み、政府を以て吾家の物なりと為すこと、従来の藩閥の如きあらば、如何に政党内閣を好まざる者も、此の官海の溷濁を一掃せんが為めには、特に議院政治を主張するの必要を見る、是れ自然の数なり」

これは明らかに、専制・共和両主義の時勢に応じた調和としての立憲（君主）政という考えの適用であった。<sup>(9)</sup>又、「〔前記の〕二大思潮とは、所謂議院内閣に対する帝室内閣是れ」（VI167a）との発言からは、この分類が二四年の「憲法恪守論」に於る図式の再現である事も知られる。<sup>(10)</sup>羯南は藩閥政府の腐敗・跳梁という「時勢」の下で、「共和主義」的＝「議院内閣」的要素の必要を強調するに至った訳である。しかし、「パルマンテール」主義に基いて政党が政府と対決すべしとの要求は、この時も受入れられなかった。

そして、三三年の立憲政友会及び第四次伊藤＝政友会内閣の成立以降の情勢は、羯南の期待と全く逆行するものであった。<sup>(11)</sup>政党と藩閥との妥協路線を進めてきた星亨（当時、通信大臣）は、かつての収賄容疑で新聞等の攻撃を受けていた。だが同内閣は、星への対応が遅れた上に、衆議院の多数を得て増税（砂糖・海関税等）を強行しようとした。前者に関して、羯南は貴族院に呼びかけ、「政府の奴隷を以て甘んじ」てきた従来の慣習を脱し、「断じて之〔＝星〕を大臣とし〔て〕視るを拒絶せよ」と説いた（VI626）。星は間もなく辞任したが、翌三四年二月には野党＝憲政本党迄も増税案への賛成を決し、羯南は改めて貴族院の「牽制力」の發揮を求める事になる。「多数党内閣、而かも藩閥を中心とする多数党内閣は、純然たる藩閥内閣よりも厭忌すべ」きだが、その「多数専制」を抑制すべき反対党や世論の勢力も依拠するに足りず、残されたのは貴族院だけだからである（VII 52a・54）。しかも、彼の見るところ、緊縮財政を掲げながら「情実的」公共事業を求めた上に増税や外債をも企てた予算案は「本気の沙汰と目すべきものにあらざる」ものであった（VI58b）。

羯南の期待に応えるように、彼と親しい近衛篤磨らに指導された貴族院は増税案を否決

するに及んだ。<sup>(12)</sup>政府は、貴院に二度にわたって停会を命ずる一方で、元老を通じて政府・貴族院間の調停を試みたがこれも失敗に終わった。だが周知の通り、三月半ばには遂に増税法案の成立を命ずる勅語が下され、貴院もこれに従うに至って結局したのである。羯南はこの勅語に関して憲法論を展開し、これも首相の奏請によるもので大臣の責任は免れず、立法者は「国務の得喪」への配慮に基きこれに反対する自由を有する、とした。同時に、勅語の内容自体にも当事者の一方に偏るものとして批判的だった（Ⅴ83-5）。そして、予算案可決の翌日には、内閣の行動は勅語の関与により憲法上の二院制を事実上一院制に変じ「永く貴族院をして政府の盲従機関たらしむる」もの、「無道不理の所為」だと激しく非難している（Ⅴ87b）。

翌三五年には、政党に「パルマンテール」主義の徹底を求める機会がもう一度訪れた。同年冬から羯南は、「憲政の解釈（議院政治の可否）」「憲政孰か定まる」等と題した論説を掲げて改めてかかる主張を行う事になる（Ⅴ608-11・ⅤⅧ17-8等）<sup>(13)</sup>そして、今回は当初、彼の希望が実現されるようにみえた。政友会及び憲政本党が海軍拡張の為の増租継続に反対して桂内閣との対決姿勢を強め、解散・総選挙が行われたのである。この時も、羯南は「クーデター」目的の解散権行使に対する警告を発している（ⅤⅧ17b-18a・28b-29a）。だが、二七年の事態の再現は起らなかった。結局は五月に内閣と政友会の妥協が成立したからである。そして、この妥協、換言すれば「両政党同盟の破裂」の報に接した彼は、「政界の前途益々望なし」と評したのである（ⅤⅧ107b）<sup>(14)</sup>。

(1) これに関連して日南は、「自党の主義」を「国の利益」よりも優先して相争うフランス人（政治家達）を、禽獣ならぬ人間の特質を現すものとして評価している（『英と仏』明治三三年、『日南集』〈東亜堂、四三年〉八二-三頁）。

(2) 憲政党内閣倒壊のきっかけとなった尾崎文相の所謂共和演説を、羯南は失言ではあれ進退に影響すべきものではないと述べていた（例えばⅤ148-9）。同演説事件による尾崎の解任は、実際には山県系官僚等による政党内閣非難と尾崎罷免運動を受け、彼の弁明を聞いた上で天皇が決定したものだという（増田知子「立憲政友会への道」〈井上光貞他編『日本歴史大系 4 近代1』山川出版社、一九八七年〉八九二-四・九〇〇-一頁。同「明治立憲制と天皇」『社会科学研究』第四一巻四号〈一九八九年〉九六頁注(8)）。かかる経緯が羯南に知られていたか否かは必ずしも明らかでない。だが、彼の天皇親・大臣親からすれば許されぬ事態への反発が、この一節に込められているようにもみえる。天皇の意志による免職との説は——党内の折り合いの為の辞任という別の説と共に——報道され羯南にも伝わっていたし（『新聞集成 明治編年史』第十巻〈財政経済学会、一九三五年〉二九九頁、Ⅴ148b）、同年十月の古島一雄宛の書簡には「内閣も到底覚束なし、宮内より妨げられて何事も出来ず」との一文が見える（Ⅴ26b）。これらは右の推測の傍証になるかもしれない。

(3) 羯南は遼東還付の責任問題に関連して、政府やその機関紙の主張を次の如く批判している（Ⅴ179a）。その主旨は大臣責任論等で行われてきた議論と重なるが、「法治主義」的解釈が言わば宮廷政治的思考を帯びている事を明確に指摘した点に特徴があり、その意味で本文所引の一節と共通している。

「法治主義を曰ふ者往々にして……曲解し、去職を以て大臣の受罰と為し、君命に非れば去るべきの理なしと争ふ。斯く解すれば即ち大臣は國家の大臣に非ずして君主の私僕たる姿を備ふに至るべし」

(4) これについては、拙稿「政治思想」(三)一五三-四頁、及び『近時政論考』の「緒論」(Ⅰ36b・37b・38a)やⅤ306a-b等を参照されたい。

- (5) 「(士)君子」の精神と対比する等して、かかる——いわば卑俗なイデオロギー暴露主義的——精神を批判した発言として、例えばⅢ278-9・285a・509b・530-1等を参照。
- (6) 後者に於ては、「聖主は民の心を以て心と為すものなるに因り、聖代の内閣は輿論の府と一致せざる可らず」とされ、又内閣の解散権は「唯だ輿論の真仮を試験する」為のものとして位置づけられるという(Ⅵ167b)。これに対して前者はドイツで最も有力であり、その「本色」は「憲法の文面に抛りて議院を抑へ、輿論の勢力を或る程度まで堰き止めんと云ふ」事に在り、明治憲法の起草者らもその考えに近いとされる(Ⅵ167b-168a)。以上の記述の内、「議院政治派」に関するそれは——議院が常に「輿論の府」であるとは限らないという点を除けば——天皇や解散権に対する羯南自身の理解と重なっている。他方、「憲法政治派」の方は——「単に憲法上の規定を口実とするもの」とも言われている(Ⅵ328a)如く——羯南の所謂「法治主義」の思考に属せしめられているのが解る。これより二週間前の論説「内閣制の旧談」(Ⅵ156-8)でも、日本の内閣制は君主と宰相の専断による所のドイツ流の制度とは異なる事が強調されている。つまり、これらの発言にはこの時期の彼の政党寄りの態度が反映しているのである。二年前の論説「官設の討論会」に於る「西洋の立憲政治は如何にあらうとも帝国憲法の精神は如何にあらうとも、所謂の藩閥政府が帝国議會を視ること、其の実は毎に諮詢府たり」との一節についても同じ事が言えよう(Ⅴ301a)。尚、所謂「憲法政治派」の学説の代表例として羯南の念頭に置かれていたのは、穂積八東だったのでなかろうか。穂積は、ラーバントに引照しつつ、帝国議會の性格を「全く主権者が便宜の為に會議体の官府として設けしもの」と捉えるべきだとしていたのである(「帝国憲法の法理」〈明治二二年初出、穂積重威編『穂積八東博士論文集』有斐閣、一九四三年〉七三頁)。
- (7) 羯南は増租に勿論反対であり、「戦後経営」の「正体」(Ⅵ169b)たる軍拡の為に農民及び国民一般の利益を犠牲にする事がその理由とされた。彼は増租を求める商工業者層を「虚商」「虚業家」等と呼んでいる(Ⅵ178b・217b)。又、非増租の立場を維持した憲政本党に対しては、今後は「増租の原因たる戦後経営」＝「膨脹狂の政」自体にも反対するように求めている(Ⅵ182a)そして、三一年末には「此の歳は……政治上に在りて近年未曾有の凶歳なり」との判断を示しているが、そこでは三度も及んだ内閣の更迭等と並んで「増税案の如き凶事」が重大視されていた(Ⅵ186a・187b)。
- (8) 文官任用令の改正について羯南は、それは政党の獵官という時弊に適切なものともいえるが「藩閥党をして永く官職を私するの特権を有せしむる」危険に対して警戒せねばならないとした(Ⅵ244b-245a)。そして、四月三日の論説「神武天皇」では、神武天皇の方針が「力征」ならぬ「綏撫」に在った事、又天皇は「朋党の間に愛憎ある可らず」という、「皇祖」以来のその「一視同仁」の属性が強調されている(Ⅵ247a・b)。文官任用令改正に接して「武断派」山県内閣及び山県閣に対する天皇の肩入れを抑制しようとする羯南の意図を、そこに読み取れるかもしれない。
- (9) (政府)専制ないし「内閣的議院」と共和(政体)ないし議院内閣(制)のいずれをも排し両者の調和を志向するとの基本的な考えが維持されてきた事は、二七年二月にも羯南が「この義や、吾輩は憲法発布の始より之を主張し、今に於て毫も渝ることなし」と自負していた通りである(Ⅳ412a)。
- (10) 参照、拙稿「立憲政体の冷熱」三③。又後にも、「我が憲政史を案ずるに凡そ今日までの政界は此の二主義〔＝「憲法政治」と「議院政治」〕の競争なりき」と言われている(Ⅶ610a)。
- (11) その点は、彼がこの年の末に表した「歳を送る辞」に於て「海外の乱暴」(＝北清事変に於る露・仏軍の残虐行為)と共に「国内の腐敗」(＝星亨取賄事件等に現れた政友会内閣の汚職體質)を挙げ、「中外の政は一に強者の権利といふを基礎として、毫も人道又は天理の存在を認むること無」かった点で「今年の如く不愉快なるは未だ之あらじ」と述べた事にも示されている(Ⅵ635a・636a、又611-3も参照)。「立憲政体が勝者の権利を正当とすべきに非ることは、説明を俟つに及ばざるのみ」とされた如く(Ⅳ485a)、立憲政治が「非人道」「強者の権」の觀念と相容れぬ事は、元來羯南の基本的な前提であった。

- (12) 坂野潤治『大系 日本の歴史 13 近代日本の出発』(小学館, 一九八九年, 二五八-九頁)は、当時の貴院は(客観的に)増税反対の世論を代表していたが、貴院の議員達は「本気で国民の負担増を心配し」てはおらず、「政党内閣の出現」ないし「内閣の対露政策の弱腰」への反発がその行動の動機だった、としている。羯南も、増税案の否決は「案其の物を非とするよりは、寧ろ政府の現状に嫌焉たるもの」と述べている。だが、同時に彼は、伊藤内閣と貴院との対立を「一議案に於る意見の衝突」を越えた「我が憲法の運用」を巡る(政党内閣対帝室内閣という)主義の衝突と捉え、公的な主義信条の競合という枠組をあくまで貫こうとしたようにみえる(V 71a)。
- (13) 当時羯南は次の如く述べている(Ⅷ 17a)。  
 「主義は民に在るか、將た君に在るか、抑又た君民の合同体たる国会に在るか、理論は時として斯る点までも穿鑿す。されど主権の所在は現に在る所を其の所在と為すより外なく、一定の理論を実行せんが為めに、『政治の目的』たる国民多数の公益を破棄せんことは、政界の常識に於て許さざる所とす」  
 この発言は政党の性格(二大政党か小党分立か)等の「国情と事歴」に鑑みれば「独逸流の憲法政治」の実行が日本では不可能だという事を主張する為の前提としてのものであり、「英国流の議院政治」が直ちに肯定された事を意味しない。それはここでの論理に照らしても又前述した彼の立憲(君主)政観からみても明らかである。だが、この発言で注目すべきはかつての天皇主権説が相対化されている点である。それは結局、天皇主権が「国民多数の利益」と一致し「事物の情勢」(Ⅷ 17b)に対応すべきもので、かかる拘束の故に一種の建前に傾斜した観念たる事を物語っていると思われる。
- (14) 尚、この後間もなく六月に彼は外遊の旅に出た。

## 結びに代えて

以上に検討してきた通り、羯南による一貫性の要求は殆ど不首尾に終わったと言えよう。そして、その挫折の由来は、実は彼の発言自体の裡に暗示されていたようにみえる。最後に、その点を略説する事にする。

政府及び政党の立憲政に関する信条と行動の一貫性を求めつつも、同時に羯南はそれらの信条が一種の方便に過ぎないとの認識を強め、時にそれを公言せずにはおれなかった。従って、信条に基く官民の競合が説かれつつも、他方でその背景には、官民の抱合よりは同じく私利に基くにせよ官民の対立の方が政府への抑制が行われる点でました、とする思考も与っていた筈である。換言すれば、彼の主張は一面では『原政』に所謂「狼を以て狼を防ぐ……互制論」(前引, 四頁。IX 472bも参照)たる性格を帯びていた。それは、羯南にとって正に「窮策」「覇者の政」に他ならなかっただろう(V 355a)。つまり、かかる文脈に於る立憲政治の擁護論は、最悪の事態を避ける為とはいえ、伝統的な政治理念や日本の人倫を志向する彼の価値基準からすれば、あくまでも不本意なものを含んでいたのである。<sup>(1)</sup>

確かに、「道理」を武器に「力の支配」に対抗するという羯南の言論は、その成否を究極的な目的としていた訳では必ずしもない。奏功の見込みが乏しいという点で「無益」な主張でも、それを行う事の意義は、人間は「本と実利一方の動物に非ざる」ものだとの根本的な人間論に遡って肯定されていたのである(V 150a-b)<sup>(2)</sup>しかし、彼の政論はかかる原理的な問題とは別の次元で困難に直面していたのではなかろうか。即ち、それが「徳

義」への訴えによる「可能なもの術としての政治」の実践としての性格を帯びていた限り、その意味での可能性の範囲は政治家達のそして全社会的な「徳義」の規制力に制約されざるをえなかった、という事である。

「官海の溷濁を一掃せんが為めには、特に議院政治を主張するの必要を見る」との前引の一文には、その言わば解毒剤的な政策論としての性格が表白されている。同様の発想は、三十年代前半に何度か行われた「放任主義」としての「自由主義」の唱道にも伴われていた。<sup>(3)</sup>しかし、これらの主張も実らずに「徳義の腐敗」が進行するとすれば、遂には——言論にとって、又内政に対して——いわば外的な力に期待する他なかつたのではなからうか。事実、政府の道徳的腐敗、就中軍隊のそれに焦燥を深めた羯南は、「社会腐敗の救済策」(IX560a)としての戦争＝対露開戦に活路を見出していったようにみえるのである。だが、対露戦勝も結局解決にはならなかつた。そして病に侵された羯南は、間もなく明治四十年に、前年に於る『日本』の事実上の廃刊の後を追うようにして世を去った。それは、「一等国」「東洋一の立憲国」という戦後日本の自意識を啄木等が鋭く批判し、<sup>(4)(5)</sup>やがて「時代閉塞」を叫ぶに至る頃の事であった。

- (1) 以上の消息は、例えば次の一節からも窺われる (V192a)。
 

「勢力の権衡と言へば立派なり。然れども狼に対するの狼は人に対するの人たるに外ならず。ホップス氏が二百年前に言ひし事は矢張真理にして今日は最も真理なり。立憲政体の名は立派なれども、其の実を究むれば、唯一狼の吞噬を防ぐに数狼の吞噬を以てすといふに過ぎず。即ち狼と狼との対峙よりして僅かに社会の平和を維持するに外ならず。是の故に民間の党派にして尽く権門に降り、議會にして毎ねに政府に追従せば、世は立憲ならざる時よりも幾層の不幸を見るに至らんこと必然なり」
- (2) 例えば「是非曲直の問題は必ずしも勝敗を慮るべきにあらず」(V278b)という主張の前提も、そこに在ったであろう。
- (3) その点は、例えば「行政機関の伸縮(官海の清濁との関係)」(VI26-7)、「自由主義の必要(上・下)(時弊の匡済に付きて)」(VII315-8)等の論説から——そして、それらの副題だけを見ても——知る事ができる。その他、VII329bも参照。
- (4) 啄木の目に映じた明治末年の日本は、日露戦争に勝利し「一躍世界の一等国になった国」「東洋一の立憲国」と誇りながら、その実情は、「この立憲国のどの隅に、真に立憲的な社会があるか」と反問されるべきものであった。政党は利益と野心の結合に過ぎず、民衆も「官力と金力とを個人の自由と権利との上に置」く所の無知で封建的な存在だというのである(前掲「林中書」一二頁)。そして彼は進んで、立憲制の実施が元来時期尚早だったとの見方を示している(同前、一八-九頁)。
 

「噫、諸君、日本人が長夜の夢から醒めたばかりの十何年前は、自由という最高の寶物を享くべく、未だその時機に達していなかつたのではあるまいか。袴着の祝済したばかりの小児が家宝の鎧を着せられ三間長柄の槍をもたせられたようなものではなかつたか。着て見、持っては見たものの、その価も知らなければ用法も知らぬ。つまり一切の用意を欠いている」
- (5) 夏目漱石も、明治四四年夏の有名な講演の末尾で、「外国人に対して乃公の国には富士山があるというような馬鹿は今日は余りいわないようだが、戦争以後一等国になったんだという高慢な声は随所に聞くようである。なかなか気楽な見方をすれば出来るものだと思います」と述べている(「現代日本の開化」〈三好行雄編『漱石文明論集』岩波書店、一九八六年〉三八頁)。